

人口と世帯

男 2,290
女 2,442
計 4,732
世帯数 1,136

49.12.1現在

さ い 報 廣

49. 12. 22

No. 114

編集と発行

佐井村役場

民生相談課

印刷

協同印刷



佐井村納税

貯蓄組合

連合総会

開催

去る十一月二十五日午後一時から振興センター総合研修室で、昭和四十九年度佐井村納税貯蓄組合連合総会が開かれました。昭和四十八年度事業、収支決算が可決されました。

このあと、昭和四十九年度事業計画では、未加入者の加入促進、納税思想普及および高揚、児童生徒を対象に「習字、ポスター」の作品を募集することです。どんどん応募して下さい。

12

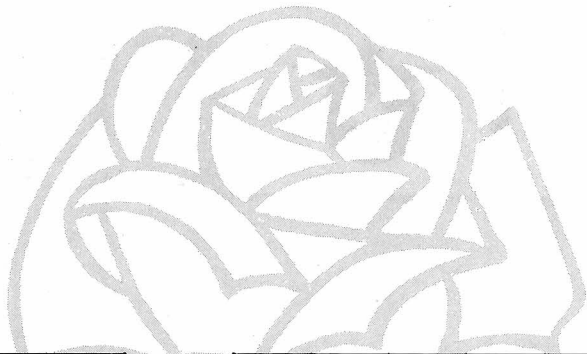
月号

県知事選挙の 投票日は 2月2日（日）です

来年二月二日（日）は県知事選挙が行なわれます。これは来年二月二十五日任期満了により一月八日公示で青森県知事を選挙するために行なわれます。「私達、県民の真の代表者は」、私達のたいせつな一票で政治が行なわれます。自分の意志できれいな選挙をしましょう。

一人でも多くの人が投票できるように「不在者投票制度」があることは、ご存知のはずです。出かけや旅行などで投票日に不在になる方は、必ず不在者投票をしてください。

なお、くわしいことについては選挙管理委員会まで問い合わせください。



●不在者投票場所

佐井村役場（窓口）

○各投票所、投票時間は次のとおりです。

投票所名	投票場所	投票時間
大佐井	旧漁組事務所	午前七時～午後六時
古佐井	保育所	〃
原田	集会所	〃
川目	集会所	〃
矢越	青年会館	〃
磯谷	磯山寺	〃
長後	集会所	午前七時～午後四時
福浦	集会所	〃
牛滝	集会所	〃
野平	婦人ホーム	〃

○開票場所、開票時間は次のとおりです

開票場所	開票時間
振興センター総合研修室	午後七時（予定）

目を開き 正しき一票
輝やく県政
佐井村選挙管理委員会

“知っておきたい新しい法律”

昭和四十九年十二月二十日（予定）から「国土利用計画法」が施行されます。

この法律は、国民の生活の基盤である国土を住みよい環境に整えるため、市町村内をそれぞれの地域性によって五つの区域に分けて土地の利用計画と制限により、土地の有効利用をして調和のとれた国土の発展をはかるものです。

一、この法律によって佐井村も三つの区域に分けられます。

- 1、農業地域 現在農業をしている地域、または将来農業を営むために必要となる区域
- 2、森林地域 現在森林を植生している地域、または将来森林を育生するために必要となる区域
- 3、自然公園地域 現在の国定公園地域、または将来、自然の保護が必要となる区域

二、この法律によって土地の取引

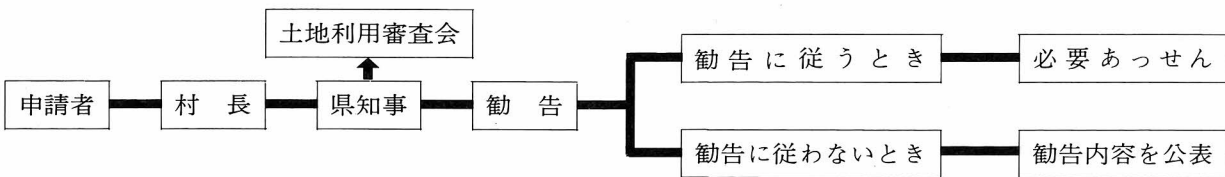
きをしよとすると、届出を必要とする区域および面積とその手続について

- 1、土地を取り引きしようとするとき届出をしなければならない区域とその面積
 - イ、農業地域 一万平方米以上の取引
 - ロ、森林地域 一万平方米以上の取引
 - ハ、自然公園地域 一万平方米の取引

上りなどさせないようご協力をさせていただきます。

- 3、届出の方法（順序）と届出に必要な書類
 - イ、届出の方法
 - 届出の方法は、土地を取り引きしようとする人（申請者）から必要な書類をそろえて役場に出します。役場では形式審査をして、村長の意見をつけて知事に申請します。そして

- ② ただしこの法律では一万平方米以上の土地取引契約であるが、それぞれ別々の農業振興法、森林法、自然公園法などによっても制限されます。
- 2、届出を必要とする土地取引の種類
 - イ、土地の売買契約
 - ロ、土地売買予約
 - ハ、土地の貸借契約
- ③ この届出によって知事が土地利用審査会の意見をきき、土地取引の中止または勧告をします。この中止および勧告をききいれないときは、勧告の内容を住民皆さんに公表して地価の値



て知事は土地利用審査会の意見をきいて必要であれば土地の取引中止や勧告を六週間以内に行います。

- 土地に関する権利書など
 - 土地の実則図
 - 農地の場合は農地転用許可申請をしていることが証明出来る書類
 - 土地の予定価格書
 - 土地の利用目的を書いたもの（将来の土地利用分も含める）
 - その他知事が必要とする書類
- ③ 届出をしないで土地の取引をしたときは所有権の移転登記をしたくても登記所での登記が出来ません。
- 三、遊んでいる土地（遊休土地）についての勧告（注意）
- 土地を利用するつもりで届出をして土地を買ったが、三年以上たっても利用目的と違って、何んにも利用しない土地について知事がみずから、または村長の申出によって遊休土地としてみとめ土地所有者に注意をします。この通知を受けた所有者はその土地の利用方法などの計画を六週間以内に村長を通じて知事に届出なければなりません。また、この遊休土地の定めは昭和四十四年一月一日以降に契約した土地で遊休地であると認められた土地は今後二年間はこ

の法律に従わなければなりません。



四、この法律にしたがわないうとき
の「ばつ」

この法律にしたがわず届出を
しないで、土地売買などの契約
をしたり、遊休土地の利用計画
を届出ないとき（届出代理人も
同じ）は、六ヶ月以下の微役ま
たは三十万円以下の「ばつ金」
となります。

五、おわりに

この法律は、新しく出来たばかりで、こまかいところまでは
わかっていません。県庁から通
知のあるつど皆さんに広報紙を
とおしてご連絡いたしたいと思
います。何卒皆さんのご理解と
ご協力をお願いします。
またご不明のところがありま
したら企画室までお問い合わせ下
さい。

企画室



保健婦だより

糖尿病を防ごう

最近、糖尿病にかかる人が大変
ふえてきました。四十五歳以上の
場合、百人に四人位の割合で糖尿
病患者がいます。戦争中は少なか
ったのですが、栄養が回復するに
つれだんだんふえ、ましました。太
った人に患者が多い事からみても

たべすぎという事が非常に関係あ
る事がわかっています。

糖尿病の原因は肝臓から出ている
インシュリンというホルモンが
不足するために、糖分は吸収され
たまま利用されず血液のブドウ糖
の量が増加して尿の中へ糖が出る
病気。

症状はのどがかわく。

体がだるくなる。

目がかすむ。歯が悪くなる。お
できがでやすくなる。食欲が進
むのにやせてくることもある。ま
た、これらの症状でない人も四
割ぐらいいいます。

糖尿病を治すには、食餌療法が
大事です。軽い糖尿病にかかった
ら、お医者さんの治療とあわせて
食餌指導もうけましょう。

食餌療法の詳細な注意や生活規
正などは、役場の健康相談日をご
利用下さい。

年末年始の 火災予防

例年、年末年始には火災が多く
発生し、それによる死傷者が多数
出ています。

火災予防については各家庭でも
日ごろから十分注意をはらってい
ることと思いますが、この時期は
ストーブなどの暖房器具を使いま
すから、次の点に心がけ、いつそ
う火災予防に努めてほしいもので
す。

- 寝る前、外出する前に火の元の
点検を励行する。
 - 暖房器具の安全を点検する。
 - 確実な避難口を確保する。二階
以上の階は火災の時、避難しに
くいし、豪雪のため避難口がふ
さがれることが多い。
 - 老人、子ども、病人などは、万
一の時避難しやすい所に寝かせ
る。
 - 避難口の除雪などについて隣近
所が協力につとめる。
 - 保育所や病院など、自分で避難
することのできない人が収容さ
れている施設においては、火災
の時の通報、避難の体制を整え
ておく。
- さて、商店、旅館など不特定多
数の人が入りする建物の火災に
も注意しなければなりません。年

年末始にはこれらの建物への人の
出入りが一層ふえますから、ひと
たび火災が起これば大惨事になり
かねません。

商店や旅館などでは、過去に発
生した火災の教訓を生かし、火災
発生の防止、人命損傷の防止のた
めに徹底した措置をとってほしい
ものです。また、これらの建物を
利用する方々も、非常口を確認し
ておくなどの心がけがたいせつで
しょう。

年末は疲れ時

うっかり寝たばい
火事のもと



火事、緊急の
場合は

119番へ

佐井分署

電話 2266

年末の交通安全 県民運動の 実施

(一)運動の目的

年末年始にかけて飲酒の機会が多くなります。酒酔いに対する悪い意味の寛容さがあり、酒飲み運転についても関心が低いところから、家庭、県民生活を破壊する酒飲み運転事故の徹底追放を目的に推進するわけです。

(二)実施期間

十二月十六日(月)から
十二月三十日(月)まで

(三)実施機関、団体等

青森県交通安全対策協議会、組織内の各機関および団体等

(四)運動の重点実施事項

- 酒飲み運転を追放するため、家庭、地域、職場、運転者自身および酒類提供者がそれぞれの立場で活動するよう。次の事項を上げていきます。
- イ、家庭においては、主婦が中心となり酒飲み運転追放の意識の啓発をはかること。
- ロ、地域住民総ぐるみ運動を展開すること。
- ハ、職場においては、適正な労務管理と車輛管理をはかること。

(五)警察の実施事項

- 二、運転者自身による飲み運転追放運動を展開する。
- ホ、酒類提供者の自主的な活動の推進等を重点にとりあげて運動を推進していきます。
- ア、繁華街、飲食店街等について酒飲み運転の多い時間帯に集中的なパトロールを実施し、これら運転者に対しては現行犯逮捕する。
- イ、酒酔い運転の共犯関係者に対する事件送致等強い方針で臨むことにしています。

悲惨な交通事故の原因となる酒飲み運転を「しない」「させない」ため県民ひとりひとりの自覚と協力をお願いします。



納税証明書の請求と 所得税の源泉還付申告は 早めに

◎ 二月十六日から三月十五日まで

では、所得税等の申告と納税の時期にあたり、署内窓口は込み合うことと思われまます。

業者登録、入札参加等のため、納税証明書を必要とする方は、遅くとも二月十五日ごろまでにまたは四月以降に請求されるよう、ご協力をお願いします。

◎ 還付を受けるための申告書は一月から提出できます。

◎ 外務員、報酬、給与、配当、年金所得のある方で源泉所得税の還付に該当される方は遅くとも二月十五日ごろまでに申告書を提出されるようお願いします。

なお、還付金額が三万円以上の方は、銀行預金口座に振込みできますので、該当される方はご利用下さい。

むつ税務署



改正された国民年金 の 保 険 料

- 定 額 (900円) のかけ金
⇒ 1,100円に (月額)
- 附加年金 (1,300円) のかけ金
⇒ 1,500円に (月額)
- 5 年年金 (900円) のかけ金
⇒ 1,100円に (月額)

これらのかけ金は50年1月から引き上げられます。

犬の放し飼いを しないでください

犬の放し飼いは県の条例で禁じられています。犬は必ずつないで飼育しなければならぬことになってくるのに、これを守らない人がいるため、犬に咬まれた人もたくさんいます。特に郵便の配達人や新聞の配達人等が事故にあつており、保健所への苦情が絶えません。

犬は必ず放し飼いをせずにつないであき、朝晩散歩させることが動物を飼うマナーでもあり動物愛護の精神にも通じます。犬は放し飼いにしないでください。

むつ保健所

一九七五年

農業センサス

二月一日 調査
(調査へのご協力をお願い)

農家のみなさんへ

二月一日には、全国いっせいに農業に関する国勢調査(農業センサス)が行われます。この調査は五年ごとに実施され、すべての農家を調査し、農業農村の現在の姿

を統計としてとらえこの調査の結果は農業を発展させるための最も基礎的な資料となります。

調査員の方がみなさまのお宅をお訪ねし、調査票に基づいていろいろ質問いたしますがこの調査の趣旨をご理解のうえ協力くださいますようお願いいたします。

なお、調査票に書かれたことは統計以外の目的に使うことは、法律で禁じられておりますからありのままをお答えくださるようお願いいたします。

大間電報電話局 からのお知らせ

電報、電話のご利用をいただきまことにありがとうございます。去る十月十六日開局しましたが十一月五日「下道六ノ一」に移転しましたのでよろしくご利用下さい。

なお次の点にお気付きになつていない方もあるようですからお知らせいたします。

一、電話料金は納期までお納めください。もし納期を過ぎた場合は直接電報電話局にお納めください。郵便局、信用金庫では受け付けいたしません。

二、電報電話局では電報の受け付けもしています。

戸籍の窓口

十二月十日現在

◎お誕生 おめでとう

松本 園美(一義) 原田 木下 忍(不二夫) 古佐井 中村 一博(米一) 矢越

◎ご結婚 おめでとう

松谷 征一(大佐井) 山本 さち子(福浦) 福士 正明(尾上町) 山本 章子(古佐井) 川上 利晴(江別市) 津田 優子(大佐井) 金沢 政仁(大佐井) 斉藤 光子(古佐井) 道地 龍誠(大畑町) 小笠原 とも子(古佐井) 渡辺 崇(古佐井) 川畑 すぎ子(大佐井) 吉川 啓二(祖父江町) 田中 じゅん(福浦) 板井 正雄(古佐井) 佐藤 留理子(黒石市) 田中 福美(磯谷) 鈴木 啓子(矢祭町) 山本 良一(古佐井) 洲鎌 邦子(城辺町) 小林 明(皆野町) 瀬原 達子(大佐井)

◎おくやみ 申し上げます

中田 与一(哲雄) 古佐井 佐々木 政志(さわ) 原田 若山 とみ(英次) 古佐井 中村 兼次郎(民雄) 古佐井 内田 晃(初男) 矢越

村政の 窓 口

十一月十一日 納税組合役員会

十九日 母親教室

二十二日 消防団幹部 連絡会議

二十五日 納蓄連総会

十二月 四日 佐井小百周年決算 総会

六日 固定資産評価審議 会

十日 保健協力員研修会

こよみと

行 事

十二月二十二日 冬至

二十五日 クリスマス

二十八日 御用納め

三十一日 年越し、大はら

●「本籍」「筆頭者」はおぼえておきましょう
「本籍」とは、各人の戸籍があるところをいいます。「筆頭者」とは、戸籍の最初に記載してある者をいいます。
「本籍」「筆頭者」は戸籍の謄抄本を請求するときなどに必要ですから、おぼえておきましょう。



海川等にゴミをすてないで下さい。
すてた人は5万円以下の罰金がかかります

民生相談課